

薩摩川内市地域産物販売拡大連携促進事業補助金のご案内

本市の農林漁業者と市外の食品産業を主たる業としている商工業者等の連携による新事業の展開を行い、農林漁業者の所得向上を目的とした販売拡大に対する連携の取組を支援します。



支援の対象となる者、要件、事業、経費、金額など

- ア・地域産物販売拡大連携促進事業実施計画の承認を受けた者であること。
イ・関係法令等の規定に違反していない事業者または事業であること。
ウ・事業所在地の市税の滞納が無いこと。

支援対象者	該当する経費の内容	補助率 など	補助金額 など
■農林漁業者	<ul style="list-style-type: none">当該事業に係る生産物の一次加工に要する経費（加工委託料等）一次加工のために要する機械購入費輸送時等に使用する包装資材等の購入費	経費の 2/3 以内	5万円 以内
■商工業者等	<ul style="list-style-type: none">加工品や商品又はサービスの製造・販売に要する原材料の購入費産地から原材料を購入するために要する輸送経費農林漁業者と商工業者が連携するための経費商品やサービスに要する販促資材の購入費や消耗品の購入に関する経費	経費の 1/2 以内	25万円 以内

- ※ 農林漁業者につきましては実績報告書（事業完了後）提出後補助金としてお支払いいたします。
※ 商工業者につきましては、実績報告書（事業完了後）提出後報償金としてお支払いいたします。
※ 金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

事業実施にあたってのポイント

- ア 「地域産物販売拡大連携促進事業計画」の申請時点で、商工業者が提供する商品・サービスの内容等がしっかり固まっていること及び生産物又は加工品等を計画的に購入することが明確にされていること。
イ 農林漁業者は「地域産物販売拡大連携促進事業計画」の承認を得た後に補助金の申請が可能となるため、承認後に補助金の申請書を提出する。
ウ 商工業者については、「地域産物販売拡大連携促進事業計画」の承認を得た後事業実施が可能となるが、報償金の支払いについては事業完了後の実績報告書提出後となることを了承のうえ、計画書の承認を受けること。
エ 「地域産物販売拡大連携促進事業」に記載する両者の取引は、おおむね2年の期間継承することが必要である。（契約書等を添付書類として提出することで確認）ただし補助金等支援は「計画初年度のみ」
オ 「地域産物販売拡大連携促進事業計画」どおりに両者の取引が継続されない場合、補助金等の返還を求められることがある。（正当な理由が無い場合）
カ 薩摩川内市経済シティセールス部観光物産課が所管する「薩摩川内市ふるさと応援店」制度の店舗として協力できることを前提とする。

お問合せ

■薩摩川内市役所農林水産部 農業政策課 【TEL (0996)23-5111】 内線4212・4451
薩摩川内市ホームページ <https://www.city.satsumasendai.lg.jp/> でもご紹介しています。